

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局総務部環境政策課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……一
- 開発行為に関する工事完了……一
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……七

告示

●東京都告示第千十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舛添 要一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(離島の基準点設置)
- 三 測量の区域 神津島村及び御蔵島村各地方内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十五日から同年七月三十一日まで

●東京都告示第千十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、江東区有明北三地区開発計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舛添 要一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

住友不動産株式会社

代表取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

二 対象事業の名称及び種類

江東区有明北三地区開発計画

住宅団地の新設及び自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江東区有明二丁目一番に位置する計画地に、住宅、商業、ホテル、サービスアパートメント、集会施設、業務、駐車場等を計画するものである。

四 周知地域の範囲

江東区 有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目、東雲一丁目、東雲二丁目及び豊洲六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年六月二十二日から同年七月一日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

カ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年七月十三日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第千十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

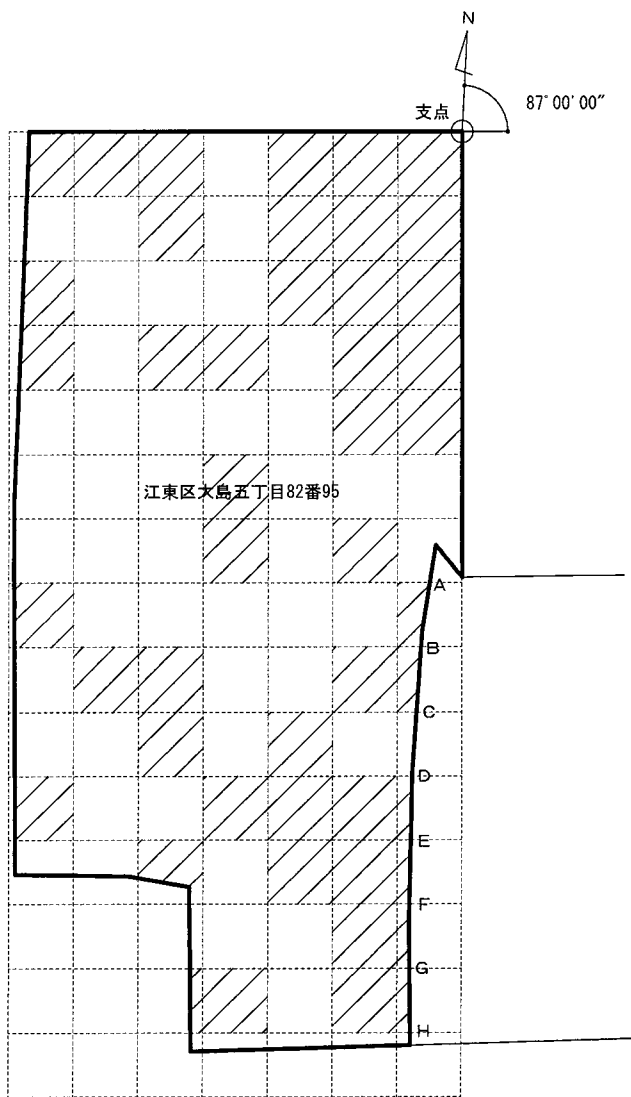
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区大島五

丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、江東区大島五丁目82番95の最北端とする。

【格子の回転角度】 (87度0分0秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 調査範囲
- : 単位区画
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【境界点座標】

A (X:-34, 744. 721 Y:368. 900)	E (X:-34, 784. 831 Y:367. 211)
B (X:-34, 754. 766 Y:368. 083)	F (X:-34, 794. 831 Y:367. 429)
C (X:-34, 764. 810 Y:367. 266)	G (X:-34, 804. 831 Y:367. 647)
D (X:-34, 774. 831 Y:366. 992)	H (X:-34, 814. 824 Y:368. 026)

※境界点座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千十五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (荒川区南千住四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。

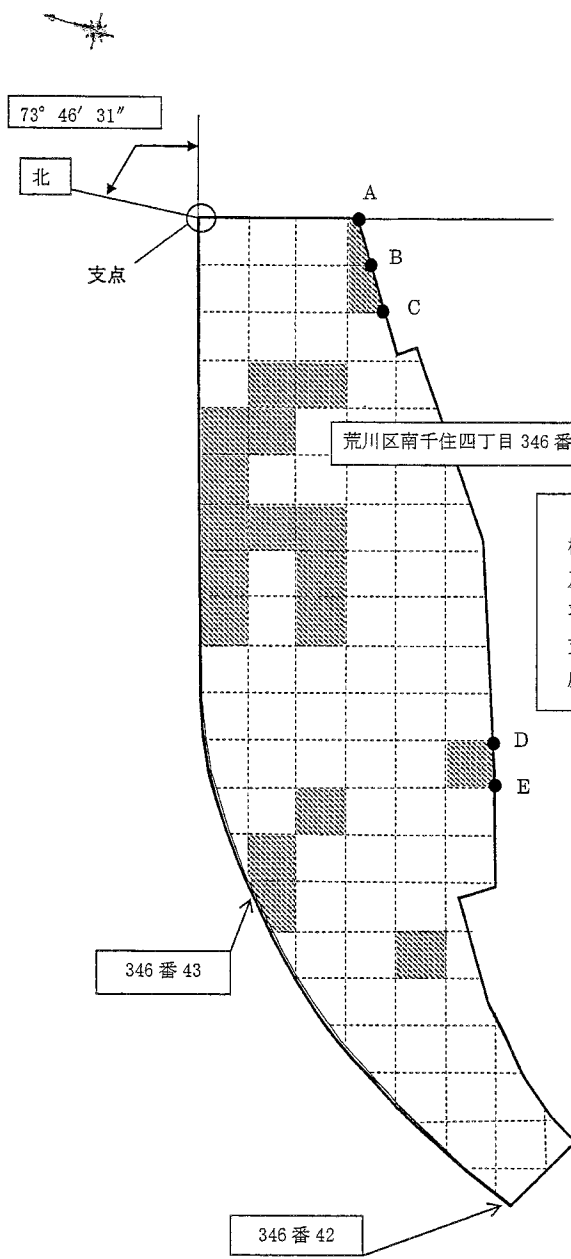
【格子の回転角度 (73° 46' 31")】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行に引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す

座標値

	X座標	Y座標
支点	-29392.514	-2774.503
A	-29423.389	-2765.835
B	-29428.775	-2774.372
C	-29434.326	-2783.172
D	-29480.563	-2863.455
E	-29483.605	-2872.985

* 支点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算により作成した。



●東京都告示第千十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

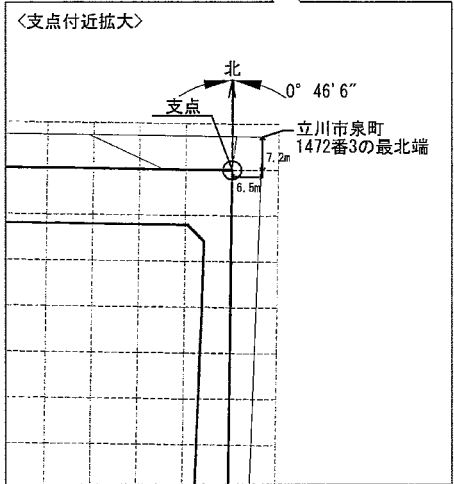
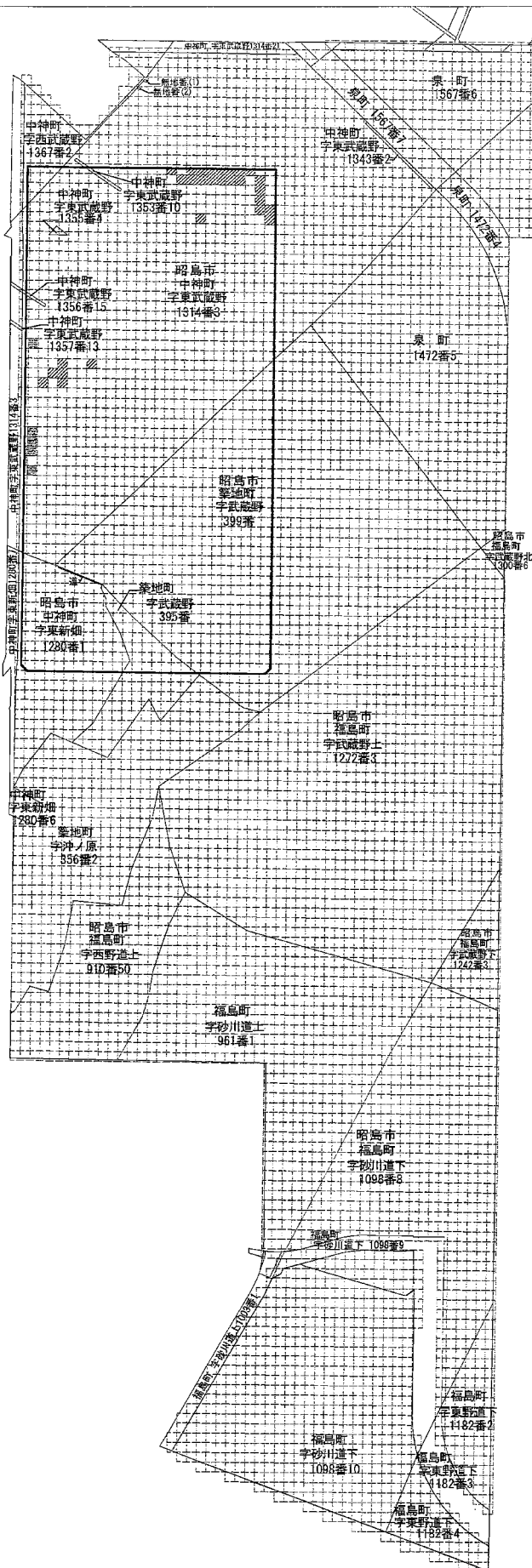
一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市中神町字東武蔵野地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例**
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - ▩ 指定を解除する区域

支点

支点は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

格子の回転角度

00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
石川石油株式会社	石川 忠夫	町田市木曾西二丁目十八番二号	平成二十七年一月三十一日
ミーエナジー株式会社	落合 一夫	千代田区神田駿河台二丁目二番地	同年三月三十一日
三洋興業株式会社	廣瀬 喜一	新宿区四谷四丁目七番地	同年四月三十日
株式会社キユーソ	西尾 秀明	調布市小島町二丁目三十二番地二	同日
マルセキ株式会社	落合 一夫	千代田区神田駿河台二丁目二番地御茶ノ水杏雲ビル九階	同日
株式会社高橋力夫商店	高橋 英夫	文京区千石三丁目四十番十三号	同日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一	申請のあつた年月日	平成二十七年五月二十五日
二	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人東南アジアー日本社会・文化協会
三	代表者の氏名	加藤 久典
四	主たる事務所の所在地	東京都町田市小山ヶ丘四丁目三番地七一五一四
五	定款に記載された目的	この法人は、東南アジア諸国民及び日本国民に対して、東南アジアと日本の相互理解を深める事業を行い、両地域国民の国際理解の向上と国際平和の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）
一	申請のあつた年月日	平成二十七年五月二十八日
二	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人シニア総合研究協会

三 代表者の氏名

木村 健

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区西荻北二丁目三十六番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、地域住民としての自主的な社会参加の支援に關する事業を行うものとし、主としてそれまで居住する地域社会に対する馴染みの少なかった定年退職者をはじめ、住居の移転や外国人など新しく地域に住むようになった人々が、円滑かつ健全な地域社会参加を果たすことにより快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ファザリング・ジャパン

三 代表者の氏名

安藤 哲也

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだプラットフォームスクウェア一三二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、お父さんの子育てを支援する事業の一環として、男女共同で自主管理する保育園の運営、支援者の養成による男女共同参画事業子育てに關する講演会・セミナースクールの開催及び調

査・研究事業、情報誌・機関誌の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い、同じ目的を持つ多くの方々を意識を高め連携を図っていくことで、不特定多数の方々の利益を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人潮彩の会

三 代表者の氏名

松江 しのぶ

四 主たる事務所の所在地

東京都神津島村八百二十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は心身障がい者及び高齢者に対し、社会参加と自立を支援するための事業を行うことで、より多くの選択肢をもって豊かな生活を送れるようサポートし、もって心身障がい者及び高齢者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

中川 晃平

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区東尾久一丁目二十番十六ー一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、主に精神障害者及びその家族等に対して、社会復帰施設の運営事業を行うことで、その人権を守り、地域社会における自立と社会参加の助長を図り、地域の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市浅間町一丁目五百七番七、同番八、五百十番一及び同番二十七

西東京市西原町一丁目四番一号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

小平市小川町二丁目千八百八番七、千八百十番一、千八百十一番一及び同番二

西東京市南町五丁目五番十三号
株式会社藤和ハウス
代表取締役 河野 祥子

府中市浅間町四丁目二十四番五十五

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002